

デジタル技術を活用した健康増進事業のモデル創出事業業務委託仕様書

1 件名

デジタル技術を活用した健康増進事業のモデル創出事業業務委託

2 目的

三重県では、県民一人ひとりが生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、「三重とこわか健康マイレージ事業」（以下「マイレージ事業」という）等を通じて、市町や企業と連携し、社会全体でその動機づけと継続を支えるための環境づくりに取り組んでいる。本事業は、市町における生活習慣病対策等の取組を進めるため、ウェアラブル端末やアプリを活用して県民の行動変容を促す取組を支援するとともに、新しい日常におけるデジタル技術を活用した健康増進事業のモデルを創出することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 対象者

県内の2～3市町（以下「対象市町」という。）において、スマートフォンを保有する在住者及び在勤者（500名程度）

5 履行場所

三重県医療保健部健康推進課、三重県内の対象市町及び受託者の所在地

6 業務内容

(1) 対象市町の選定

県と協議のうえ、地域性を考慮して対象市町を選定すること。

(2) 対象市町の支援

ア 参加者への対応

対象市町及び県と協議のうえ、次に掲げるaから1により、参加者が楽しみながら継続して取り組むことのできる環境を整備すること。

a Web又はチラシ等の紙によって参加者を募集すること。なお、原則、3人程度のグループ単位での募集とすること。

b 参加者向けのマニュアルを作成し、マニュアルを用いた説明会を実施すること。なお、対象市町の希望に応じて、オンライン又は対象市町内の会場のいずれかにおいて実施すること。

- c 事業実施の前後に、主観的健康感や生活習慣に関するアンケート調査を、スマートフォン等オンラインにて実施すること。
- d 歩数等の行動データについて、次の①～③のいずれかにより計測することとするため、いずれの場合も、ウェアラブル端末の調達や配布等にかかる支援を行い、事業を円滑に進めること。
 - ① 県が別途調達するウェアラブル端末（参加者は端末代金の一部を自己負担する。）
 - ② 参加者が保有するウェアラブル端末（システムと連携可能な機種に限る。）
 - ③ 受託者が提供するスマートフォンアプリ
- e 参加者が体脂肪や筋肉量等の体組成を測定するための機器を、対象市町ごとに2カ所以上設置すること。なお、機器は次の①～③の条件を満たすこと。
 - ① 靴を履いたまま測定できること。
 - ② QRコードをリーダーで読み取るなど、個人認証したうえで測定し、測定したデータをシステム内で記録及び管理できること。また、データ送信にかかる通信回線を確保すること。
 - ③ 測定結果がレシートタイプに印字され、測定直後に参加者へ提供できること。
- f d及びeで測定したデータが自動で反映され、参加者が測定データを確認することが習慣化されるようなデザインの専用アプリを提供すること。なお、アプリは、iOS及びAndroidOS、いずれにも対応可能なものとする。
- g fのアプリを用いて、生活習慣病に関するリスク分析を行い、結果を表示させるとともに、分析結果に応じた健康づくりのコンテンツを紹介すること。
- h 管理栄養士による健康セミナーを実施すること。なお、対象市町の希望に応じて、オンライン又は対象市町内の会場のいずれかにおいて実施するとともに、動画配信にも対応すること。
- i fのアプリを活用し、バーチャルで歩数を競うイベントを実施すること。なお、参加グループ単位で順位を競う仕組みを提供すること。
- j 参加者の取組状況に応じたポイントの設定及び付与を行い、fのアプリ内で表示させること。また、各対象市町におけるマイレージ事業の「三重とこわか健康応援カード」の取得条件に応じて、スマートフォン上に「三重とこわか健康応援カード」の画像を表示できる仕組みを提供するとともに、ポイントに応じたインセンティブの付与など、参加及び継続意欲を向上させる工夫をすること。
- k 機器等に不具合が生じた場合の対応を含み、本事業に関する問い合わせ窓口を設置すること。

- 1 事象実施期間終了前に、引き続き健康づくりに取り組んでいただけるような案内をすること。

イ 対象市町への対応

- a 事業実施に必要なシステム等に関するマニュアルの作成及び提供を行うこと。
- b 機器等に不具合が生じた場合の対応を含み、随時、問い合わせに対応すること。
- c 参加者の測定データや参加状況等についてまとめた報告書を、月1回作成し、翌月10日までに提出すること。
- d 事業評価に必要な集計等への支援を行うこと。

(3) システム管理運営業務

事業実施に伴い、次の機能を備えた適切なシステム管理を行うこと。

- ア 参加者が行う健康増進に資する活動等の記録及び閲覧機能
- イ 参加者に対し、一斉に、または一定の条件に応じてメール通知を行う機能
- ウ 自治体ごとに参加者の測定データなどの集計やポイントの付与履歴を閲覧、抽出する管理者機能
- エ 対象市町及び県に対して管理者IDを発行し、システム内の管理者画面でデータを確認できる機能
- オ 参加者の測定データについて、csv形式で出力できる機能

7 事業実施スケジュール（目安）

- | | |
|--------|--|
| 参加者募集 | : 令和3年7月以降 |
| 事業実施期間 | : 令和3年8月から令和4年2月のうちの6か月以内
(対象市町ごとに事業実施期間が異なる可能性がある) |
| 事業報告 | : 令和4年3月中旬 |

8 県への提出物

- (1) 受託者は、業務契約提携後速やかに、次に掲げるものを提出すること。（様式任意）

- ① 実施計画書
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施体制
- ④ その他、委託者が必要とする書類

- (2) 受託者は次に掲げるものを月1回、翌月10日までに提出すること。

- ① 県や市町等、関係者との協議に関する議事録や関係資料

- ② 対象市町へ提出する 6 (2) イ c の報告書
- (3) 受託者は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれか早い日までに、次に掲げるものを提出すること。なお、報告書には、現在のマイレージ事業をふまえた、新しい日常におけるデジタル技術を活用した健康増進事業の在り方に関する助言を含むこと。
 - ① 報告書（紙媒体） 1部
 - ② 報告書の電子データ（Word、Excel、PowerPointのいずれかにより作成したもの） 1式
 - ③ 6 (3) オ のcsv形式の測定データ 1式

9 特記事項

- (1) 受託者は本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 本事業の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県と協議して実施するものとする。
- (3) 本事業により作成された成果物等の著作権は県に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 本課に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本課と協議を行うこと。
- (5) 受託者が（4）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（個人情報の適正管理）

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
 - 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して

必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。